

令和 2 年度第 3 回東大阪市環境審議会議事録

1 日 時 令和 2 年 12 月 7 日 (月) 午前 10 時 00 分から 11 時 15 分まで

2 場 所 総合庁舎 18 階 大会議室

3 出席者

(環境審議会委員)

黒田会長、久委員、佐野委員、益田委員、広谷委員、越智委員、碓委員、濱谷委員、
嶋田委員、林委員、安西委員、中里見委員、大原委員、川口委員、松浦委員、平田委員、
椎名委員、中山委員

(事務局)

巽環境部次長

環境企画課：道旗、伊藤、松井、野山

4 会議要旨

事務局	(開会)
事務局	出欠確認 (24 名中 18 名出席)、資料確認
黒田会長	本日の最初の案件は「東大阪市第 3 次環境基本計画 (素案) について」となっているが、前回の本審議会の議論を踏まえ、11 月 13 日に開催の第 3 回専門委員会においてさらに審議を重ねているので、専門委員会の委員長である久委員より審議内容についてご報告願う。
久委員	詳細は後ほど事務局から報告があるが、前回の審議会において目指す環境像他様々ご意見いただいたので、それを受けて第 3 回専門委員会において、審議、議論させていただいた。また後ほど目指す環境像については見ていただくが、こういう短いキャッチフレーズはなかなか適切な言葉が見つからないということで、専門委員会でも議論させていただき、最終的には私と事務局の方で取りまとめについて、責任を持たせていただくということで今回案としてご提示させていただいた。この任務も終えたので、第 3 回専門委員会をもって専門委員会における計画内容についての審議は終了させていただくことをあわせてご報告する。
黒田会長	久委員、ご報告感謝する。また、専門委員の皆様におかれては、全 3 回にわたり、集中的にご審議いただき感謝する。詳細は事務局より、とのことなので、案件について事務局より説明をお願いします。
事務局 (松井)	資料 1-1 に沿って前回第 2 回環境審議会においていただいた計画素案に対するご意見とその対応についてご説明する。 まず目指す環境像については、前回第 2 回の本審議会での中山委員、平田委員、松浦委員のご意見を踏まえ、その後の専門委員会でご議論いただき、最終的に「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」とした。資料 1-2 の 10 ページをご覧ください。目指す環境像のすぐ下の 3 行がこの計画において重視したい考え方であり、「豊かな環境」はまだ実現されているとは言えず、これからも引き続いて築いていく必要があり、そのために市民、事業者、行政等の各主体ひとりひとりの行動の積み重ねが重要だと考え、この内容とした。 では、資料 1-1 にお戻りいただき、その他、前回の審議会にていただいたご意

見への対応についてご説明する。なお、修正したページの順でご説明するので、前回の審議会でもいただいた順と異なっている。

1 つ目に、益田委員より、環境基本計画の目的は理念を書き出すことであるという説明が不足しており、環境基本計画の役割とは何なのかを市民の方やこういう計画を読み慣れていない方のためにわかるように書いておくということは必要なのではないか、という意見だが、ご指摘を踏まえ、1~2 ページの環境基本計画の基本的事項に関する内容について、計画の役割の説明を追加し、計画の位置づけ等も含めて一旦修正した。この部分は現在の内容からもう少し修正が必要と考えている。

2 つ目に、同じく益田委員より、資料 1-2 の 3 ページの上から 3 行目、「今では公害問題は私たち人間自身の手により克服されつつありますが～」の部分について、「公害」という言葉の意味、使い方に注意した表現とするべきという意見については、ご指摘を踏まえ記載内容を修正した。

2 ページをご覧ください。

3 つ目に、阿蘇委員より、SDGs を記載しているのが良くなって、関係ない。SDGs を理解して記載しているのか、実際に意味がもっと違うと思うという意見だが、本計画は環境に関する内容を記載しているが、2030 年に向けては、環境だけでなく経済・社会の統合的な向上という観点は必要と考えているので、SDGs の記載は必要と考えている。記載内容については、資料 1-2 の 6 ページだが、ご指摘を踏まえ、また前回の久委員のご意見を参考として、修正した。なお、本日阿蘇委員は欠席されているが、事前に「SDGs は市民にとって無意味であり、市民に具体的にわかりやすい計画としてほしい」というご意見をいただいているのでご報告させていただきます。

4 つ目に、大原委員より、資料 1-2 の 7 ページ~8 ページに記載の本市の概況の部分で駅の配置図を付け加えていただきたいという意見だが、ご指摘を踏まえ、専門委員会でもご意見いただき、駅の配置図、交通状況の説明を追加修正した。

5 つ目に、中山委員より、資料 1-2 の 11 ページの「(3) 日本古来の考え方」の部分と関係して、東大阪では食べ放題という風習をなくしてはどうかという意見だが、前回の審議会でも事務局より回答したように環境面では食品ロス削減を進めるという観点から、環境基本計画では直接言及せず、関連する廃棄物の個別計画を推進する中で啓発したいと考えている。

6 つ目に、同じく中山委員より、11 ページの「(4) 環境に関する情報発信」の部分について、「子どもたちに対する働きかけ」と書いているが、子どもに対する発信だけでなく、大人も子どもも両方に発信が必要ではないか、という意見だが、現案の「とりわけ」という文言で特に子どもたちへの働きかけを強調した表現としており、大人に対する働きかけも含んでいるので、現案のままとする。

3 ページをご覧ください。

7 つ目に、同じく中山委員より、11 ページの「(5) 協働の取り組み」の部分について、高井田地区と石切地区では環境が全く異なり、地域によってまちの進め方も変わってくるので、山間部と高井田地区でメリハリをつけた指針にさせていただきたいというご意見だが、地域別の特徴を踏まえた内容については、現計画の総括において一定整理を行ったので、次計画では位置づけしないが、環境団体等が活動する地域に応じた側面的支援は実施したいと考えている。

8つ目に、大原委員より、24ページの基本方針2の文言で3行目の「等」の中に市内の駅前広場の緑地など具体的な名称を記載していただきたいというご意見だが、ご指摘を踏まえ、「駅前広場の緑地」の文言を追加した。なお、それ以外にもみどりの軸という観点でのつながりはあるかもしれないので、「等」という表現は残している。

9つ目に、中山委員より、定期的に川や公園の清掃をしているということを表示していただきたいという意見だが、ご指摘を踏まえ、資料1-2の30ページに地域の公園清掃活動、恩智川クリーンリバープロジェクトの取り組みについて追記した。

10個目に、同じく中山委員より、ごみ、環境問題で山間部、中間部、海岸部とあって東大阪はその上流、中間にあるので、環境を踏まえた表現をしなければならないと考える。最近の雨、風でビニール袋、プラスチックが大量に川に流れ込むが、東大阪はその最終処理をしておらず、大阪市が処理しているのではないか、だから上流から流さないようにするということを表現することも大事ではないか、上流からきれいに行っているということアピールすべきではないかという意見だが、ご指摘を踏まえ、資料1-2の31ページについて、前回の久委員のご意見や専門委員会でもご意見があったので、それらを参考として、河川を介したつながりの観点で内容を修正した。

次の4ページにまたがるが、椎名委員、阿蘇委員、濱谷委員からいただいたご意見は、共通部分として、環境基本計画に対して市民レベルで具体的にどのように行動すればよいのか、環境基本計画と身近な環境問題との接点、つながりという観点からのご意見ということで整理した。

3ページにお戻りいただき、椎名委員より、具体的に何をするのかということで、基本計画の中身に我々の生活から近いところでの具体的なアプローチ、その例としてごみ袋の紙製化や電気です走るコミュニティバスに言及しておられたが、そのようなアプローチが出来るような議論をして貰えたらと感じた、という意見、

4ページをご覧いただき、同じく椎名委員より、市民委員としての立場上、身近な環境問題を取り上げざるを得ず、基本計画を作成するときは生活の様々な身近な環境問題がフックして下にぶら下がっているのだと考えて作っていく必要がある、という意見、阿蘇委員より、市民にとって分かりやすい計画というのが大きなポイントだと思うが、今回の計画は全く分からない。何をやっていいのかがわからない、漠然としており、何をすればいいのか分からない、という意見、濱谷委員より、新型コロナにも言及され、計画内容に対する異論はないということでございましたが、特に意識、具体的な行動という部分において、環境基本計画に謳われている様々なことを東大阪の住民49万人一人ひとりが少し意識をすることでよりよい環境になっていき、環境など様々な分野に対して意識を持つということが一番重要な要素なのではないか、具体的に一人ひとりが何をするか、行政では何をするか、他力本願ではなく、まずは自分自身ができること、身近なことからやり始めるということがきっかけになると思う、という意見をいただいております、これらの意見に対する対応として、資料1-2の37～38ページに環境に配慮した行動については、本市の個別計画に記載されていることから、それらの計画の内容を一部例として記載した上で、それらの計画を参照する形の記載内容に修正した。また、いただいたご意見は計画を推進していく上で重要だと考えるので、

	<p>本審議会からの答申文に盛り込みたいと考えている。</p> <p>以上が前回の審議会で行っていただきましたご意見への対応となるが、その他の主な修正点として、専門委員会でいただいたご意見への対応も含めて、資料 1-1 の 5 ページに記載のとおりである。</p> <p>特に資料 1-2 の 34 ページをご覧いただきたい。前回審議会でお伝えさせていただいたが、日新高校の生徒さんにご協力いただき、「身近な環境配慮行動から SDGs を考える」、というテーマでワークショップを実施した。実施内容だが、2 グループに分かれ、1 グループは気候変動対策、もう 1 グループは廃棄物対策をテーマとして、身近でできる、実践している環境配慮行動が SDGs のどのゴールにつながっているのか、ということグループでディスカッションしながら考えていただいた。生徒さんたちには非常に前向きに取り組んでいただき、良い学習、気づきの場になったのではないかと感じており、今後環境基本計画を進めていく上でも良い感触を得たと考えている。</p> <p>最後に今後のスケジュールについて、12 月中に意見照会等の庁内手続きを経て、来年 1 月 7 日～2 月 8 日の 1 か月間パブリックコメントを実施する。その後、2 月 17 日に第 4 回環境審議会を開催し、答申案についてご議論いただく予定としている。2 月下旬から 3 月上旬頃に本審議会から市長へ答申を行い、3 月中に市長決裁により計画を策定する。</p> <p>以上で案件(1)の説明を終了する。</p>
黒田会長	事務局より説明があったが、この件についてご意見等はないか。
松浦委員	資料 1-2 の計画素案 31 ページのプラスチックごみというところで、令和元年 8 月 22 日に「東大阪市プラスチックゼロにトライ！宣言」を宣言していただいたので、それを一言入れていただくことはできないか。
事務局 (松井)	20 ページにコラムで記載させていただいているが、31 ページにも記載することは可能なので、記載させていただく。
中山委員	コロナ禍の問題を入れた方がよいのではないか。
事務局 (松井)	新型コロナというところで、39 ページに最後記載させていただいている。このコロナ禍での計画策定となったので、その部分は欠かすことができないと考えている。コロナ禍の環境に関する影響というところで、求められる行動変容の中で、マイナスなことばかりでなく、置き配サービスやテレワーク、ウェブ会議の導入普及は移動に伴う二酸化炭素の削減も見込むことができるので、環境負荷低減を図るような行動変容が起きているという趣旨で記載させていただいた。
濱谷委員	19 ページに記載の指標 2 の資源化率のところの文章について、資源化率が低下しているので、それを上げようということだが、元の文章を読めば、分母にあたる資源になるようなものの発行が減っているということである。分母が減って、分子がそのままなら改善に繋がるが、それが減っているというのはどういうことなのか。
事務局 (巽)	この分母はごみ排出量全体を指している。ごみ全体量に対して古紙等の回収が減少している。
濱谷委員	回収する対象物が減っているということであれば理解したが、対象物が減ってきているのに割合で表すのはおかしいのではないか。回収することができる資源ごみの量の排出量が減っているから、回収率が減っているということだと思う。

	相対的なごみは減っている。
事務局 (道籐)	この数値は現在改定中の一般廃棄物処理基本計画において、別途審議会で集中的に議論しているところである。
事務局 (巽)	補足させていただくと、資源化については集団回収に依存しているところがかかなりある。集団回収が市全域にわたっているわけではないので、集団回収に取り組む団体を増やすなどにより、もっと集団回収に広く取り組んでいかなければならない。元となる資源量は減ったとしても、まだまだ回収できる資源があるということを取り組みを増やす。もう1つは分母となるべき一般廃棄物の総量を減らしていくと、分子はそのままであっても全体としての回収率は上がることとなる。その2つを今後に取り組んでいく必要があるということ議論を進めているところである。
濱谷委員	言っていることはよくわかるが、私が読み間違えたようにおかしいと思う人はいると思う。一般的に新聞紙などの古紙が集団回収で集められていることはイメージできるが、その前提で文章にそういったものが減っていると書いてあるのかえっておかしくなるので、ない方がよいのではないか。単純に資源回収量が減ってきて、回収率が下がっているという中で、資源ごみの回収に協力を得たいという形にしないと、紙が減っているのにおかしい、という風に読み間違えられると思う。
事務局 (道籐)	指摘を踏まえ、関係所属と調整して文言については市民が読んでわかりやすいという観点で工夫、修正させていただく。
黒田会長	第3次環境基本計画の内容にかかる審議は今回で終了とし、次回は答申案について議論することとするが、よろしいか。
各委員	異議なし
黒田会長	では、パブリックコメントを終えた最終の計画案については、次回の審議会でお示しし、次回審議会では答申案について議論することとする。 続いて、案件(2)「第2次環境基本計画に基づく令和元年度実績及び豊かな環境創造基金の活用状況について」、事務局より説明をお願いする。
事務局 (野山)	東大阪市第2次環境基本計画の令和元年度実績について、ご説明する。資料2-1とA3サイズの資料2-2をあわせてご覧いただきたい。 資料2-2「令和元年度年間報告書兼令和2年度事業計画書」については、各課に照会し、回答いただいたものを一覧にまとめたものである。こちらを分析し、とりまとめたものが資料2-1の実績報告書となる。 それでは、資料2-1の実績報告書の1ページをご覧いただきたい。 本計画の考え方、位置づけ等について、説明している。本市では、「東大阪市環境基本条例」に基づき「東大阪市環境基本計画」を策定。「みんなでつくる環境文化都市・東大阪」という環境理念を掲げ、その実現をめざして各種環境施策に取り組んできた。また、社会情勢や環境意識の変化等を考慮し、「東大阪市第2次環境基本計画」を策定した。計画の着実な推進に向け、毎年、事業の実施状況や指標等について、各課に照会し、進行管理を行っており、本書ではその内容をまとめている。 2ページをご覧いただきたい。ここから具体的な実績報告に移る。なお、環境基本計画における事業評価については、これまで同様、各事業の指標・目標の達

成状況により、Aが100%、Bが80%以上、Cが50%以上、Dが50%未満の4段階評価を行い、達成状況で評価できないものはその他評価としている。

それでは、まず、1つ目の基本目標である「健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境】」についてご報告する。良好な生活環境の保全に向けて、関連法令等に基づく規制的措置、測定観測等を実施し、環境情報の把握、苦情対策等に取り組んだ。60施策すべてに着手、75の事業・取り組みを実施し、目標達成状況A以外の取り組みが5つあった。その他評価に位置付けられるものは、達成状況による評価が難しいものであることから、B～Dの評価となった事業に関してのみ、理由及び改善策などを2ページ下段に記載しているの、またご確認いただきたい。

3ページをご覧ください。

2つ目の基本目標である「身近に自然とふれあえるまちづくり【自然環境】」についてご報告する。公園の体系的整備、公共施設の緑化の推進や市民・事業者の緑化に対する支援等により、緑にふれあえる空間を作り出すとともに、自然環境の保全に努めた。26施策中、24施策に着手、39の事業・取り組みを実施し、A以外の取り組みが19あり、未着手施策が2つあった。4ページ下段の「2-2. 自然の状況を把握する」と、「2-5. 放流・採集など生態系への影響を減らす」に記載しているの、またご確認いただきたい。

5ページをご覧ください。

こちらは3つ目の基本目標である「魅力のある安全で快適なまちづくり【都市環境】」についてご報告する。不法投棄防止のパトロールや放置自転車の防止により、まちの美化を推進し、景観計画に基づく指導や、歴史的まちなみの保全に取り組み、良好な景観づくりを推進した。道路の整備を行い、公共施設等へのユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を進め、安全で快適に暮らせる環境づくりを推進した。文化財の保存を図り、ボランティアの育成等により、伝統・文化の継承に努めた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となった事業もあった。18施策中、17施策に着手、31の事業・取り組みを実施し、A以外の取り組みが2つあった。また、未着手施策について、5ページ下段、「3-2. 誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる」に記載しているの、またご確認いただきたい。

7ページをご覧ください。

4つ目の基本目標である「環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会】」についてご報告する。環境教育出前講座の実施やECOポスターコンクール、ファームマイレージツーツー運動等により、環境に配慮したライフスタイルを促進した。分別収集体系の強化に向けた自治会等への情報提供機会の充実、ノーレジ袋の啓発等を実施し、一般廃棄物対策を推進した。産業廃棄物の排出事業者に対し、発生抑制と適切な処理・再利用のための意識啓発・指導を行った。21施策すべてに着手、27の事業・取り組みを実施し、A以外の取り組みが3つあった。なお、この基本目標では、B～Dの評価となった事業や未着手施策はなかった。

8ページをご覧ください。5つ目の基本目標である「地球環境に配慮したまちづくり【地球環境】」についてご報告する。グリーン購入の推進やうちエコ診断、エコライフ診断の実施に取り組むとともに、カーボンオフセット事業等を行い、地球温暖化対策を推進した。16施策中、15施策に着手、19の事業・取り

組みを実施し、A以外の取り組みが3つあった。未着手施策が1つあり、8ページ一番下に記載しているので、またご確認いただきたい。

9ページをご覧ください。

「みんなで取り組むための施策」についてご報告する。まず「①みんなで取り組むための基本的な施策」について、施策の進捗状況を取りまとめ、ウェブサイトで公開し、東大阪市民環境フェスティバル等の参画を通じて意識啓発を行った。環境について各種講座を実施し、多様な環境学習を進めた。地球温暖化対策実行計画の推進や公用車の削減等により、行政として率先して行動するとともに、市民・事業者等との協働として、うちエコ診断の実施、地域清掃等を実施した。32施策すべてに着手、55の事業・取り組みを実施し、1つの新規事業を実施した。なお、ここでは、B～Dの評価となった事業や未着手施策はなかった。また、新規で実施した事業については、9ページ下段に記載しているので、ご確認いただきたい。

10ページをご覧ください。

「②協働で進めるリーディング・プロジェクト」についてご報告する。まず、「次世代につなごう！地域資源を活用した魅力と潤いある東大阪」について、地域の自然資源や歴史遺産の保全に向けて、自治会を中心とした市民・事業者等と協働で地域清掃活動を実施した。民有地に対する緑化助成や公共施設における緑化の推進に取り組んだ。6施策すべてに着手、10の事業・取り組みを実施し、A以外の取り組みが1つあり、1つの新規事業を実施した。なお、新規事業については、次ページの11ページ上段に記載しているので、またご確認いただきたい。また、1点記載ミスがあり、10ページの一番下、民有地緑化助成の実績について、1件となっているが、4件が正しい実績なので、修正願いたい。

次に、『地球環境保全に貢献！低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着』についてご報告する。自動車に過度に依存しないライフスタイルの実現に向けて自転車駐車場の利用を促進した。省エネ・省CO₂化の推進に向けて、東大阪市地球温暖化対策実行計画や東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進し、再エネ等の導入・支援を行った。東大阪ブランド事業において、環境配慮型製品の登録の促進・普及を図った。9施策すべてに着手、17の事業・取り組みを実施し、A以外の取り組みが1つあった。

以上の結果を踏まえ、12ページの「表1. 令和元年度施策実績」をご覧ください。

施策数が188、うち未着手施策が4、着手率98%、実施事業数については273となっている。次に下の「表2. 令和元年度事業実績評価」の合計欄をご覧ください。273事業のうちA評価が239事業、B評価が3事業、C評価が7事業、D評価が0事業、その他評価24事業となっている。合計欄の下の実施事業数に対する割合で言えば、A評価が87.5%、B評価が1.1%、C評価が2.6%、D評価が0%、その他が8.8%となっている。

下段の平成30年度と比較すると、令和元年度事業実績としては、A評価が少なくなり、その他評価が増加しているが、これは台風や新型コロナウイルスの影響によって、イベント等が実施できなかったことが主な要因である。また、今年度は、現計画である第2次環境基本計画の最終年度だが、新型コロナウイルスの影響によって、イベント等が開催できないため、令和元年度よりも事業実施、評

	<p>価等は厳しい状況になると想定している。中でも、動画配信などのツールを活用するなどコロナ禍における周知・啓発の手法を検討する。</p>
事務局 (道籬)	<p>今の説明に補足させていただきたいが、現第2次計画に紐づく事業をまとめたものとなっている。前回椎名委員より、計画を下支えする部分についての議論ということでご意見いただいていたので、この場で説明させていただく。</p> <p>1 点目に現在使用している透明のプラスチック製ゴミ袋を紙製化にできないかということについて、循環型社会に関する内容であるので、関係所属である循環社会推進課へ確認した。まずゴミ収集員の安全の確保という点で、刃物等が入っていた場合に収集員が怪我をする可能性があり、また、ゴミとして入れてはいけないものを分別せずに入れてしまう危険性があるというのができない理由としてある。また、紙袋にすることで市民に新たな負担を強いることになるが、ゴミ袋の有料化については議論が進んでいないということもあり、これら複数の理由で紙製とすることは難しいと聞いている。ただ、代替とはならないかもしれないが、自然由来のバイオプラスチックを原材料として含んだゴミ袋の導入を検討しているとのことであった。</p> <p>2 点目に東地域の山間部におけるコミュニティバスの導入と導入にあたり、電気自動車等の次世代自動車を活用してはどうかということについては、都市環境と地球環境に関わる部分と考えている。前回私の方から交通、福祉の観点での施策分野であると回答したと思うが、まず交通という観点での関係所属として、交通戦略室に確認したところ、コミュニティバスの導入については、需要とコスト面を勘案して現時点では実施する予定はないとの回答があった。ただ、方向性としては、地域からの要望等に基づき、既存のタクシー会社の待合場所を整備し、乗り合いタクシーとして活用していただくという方向性で検討しているとのことであった。一方、高齢者等の移動の問題については、福祉という観点での関係所属として高齢介護室に確認したところ、高齢者の移動が困難な問題については、広く福祉分野の課題としては認識しているが、現状、具体的な検討ということまでは進んでいないという回答があった。</p>
事務局 (野山)	<p>豊かな環境創造基金の令和元年度実績についてご報告する。 資料 2-3 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>豊かな環境創造基金については、東大阪市環境基本条例の基本理念に基づき、地球環境への負荷の低減、地球環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を推進するため、平成 20 年に東大阪市豊かな環境創造基金条例が設置され、環境教育経費、市民団体等による環境啓発・改善活動の推進を図るための補助費等に活用してきた。その事業の財源としては、市民・企業などの寄付やふるさと東大阪応援寄付金（ふるさと納税）によって賄われている。</p> <p>2 ページの表をご覧ください。</p> <p>令和元年度庁内活用事業の実績を記載しており、令和元年度は 1 事業を実施し、130 万 6,096 円を基金から充当した。実施事業「補助金交付事業」は、環境団体等に対する活動に対して、活動の補助金として上限 30 万円を補助するもので、事務局としても基金の基幹事業であると認識している。</p> <p>3 ページをご覧ください。こちらの表は補助金交付団体一覧となっている。令和元年度は 4 団体から申請があり、4 団体の採択となっている。補助金の交付額は合計で 117 万 1,305 円である。これまで 78 の事業活動に補助金を交付</p>

	<p>し、累計1,676万3,902円の補助金を交付している状況である。</p> <p>4ページから7ページは、令和元年度の4団体の活動内容の写真や説明を掲載しているので、ご参考いただきたい。</p> <p>現在の基金事業については、環境団体等が実施する環境活動に対する補助金交付事業のみを実施している。本市における環境団体や市民活動については、資金力が脆弱であることが多いことから、基金があるなら環境に対する取り組みを進めたいといった意見も多く、事務局としても引き続き支援が必要であると認識している。今後事務局として、より一層の財源確保の努力をし、また新たな事業を検討していく。</p> <p>以上で案件(2)の説明を終了する。</p>
黒田会長	ただ今、事務局より説明があったが、この件について、何かご意見等はないか。
松浦委員	集団回収について、目標というのは昔の目標であって、市民も事業者も変わってきているので、目標は変わってくると思う。だから、資源化率が下がったのではなく、下がったことについて私は大変良いことだと思う。水も電気も人口が減ってきて、エコ製品がどんどん出てくることによって、下がってきている。時代に応じて会社関係がしっかりと環境に向けてのいろんなことをやって、見えられていることについて、行政側が追いついていないと私は思う。
事務局 (野山)	環境基本計画については、10年間の計画の中で当然その間状況等は随時変わっていくものとなっている。目標についても、行政の実施事業は273あるが、各々目標を見直して、途中でご意見いただいたような状況も踏まえ、見直す中で、今後そういったものを目指していくかということについて、検討したいと考えている。次の第3次環境基本計画について、よりわかりやすい計画ということを目指しているので、その中でどのような形で反映していけるのかを考えている。
事務局 (道籬)	今後の環境情勢は時代とともにさらに進んでいくだろうと考えている。その中で、本計画は10年スパンの計画であるが、進み具合・進捗状況等を見ながら、指標等をどうするか、今後本審議会や、様々なところで意見いただいて、時点修正の見直しは行いたいと考えている。第3次計画については、現状では、お示ししている指標でまずはスタートさせていただきたいと考えている。
黒田会長	本日の案件(2)の報告は現在の第2次計画に対する具体的な進捗報告ということであり、次の計画ではこういう進捗把握はしないということか。
事務局 (道籬)	現在の計画では、273の行政事業の進捗管理を行っており、「環境」という言葉に引っかかる事業を計上し、それを1年間進捗管理して報告しているが、これが事実上の実施計画となっている。第3次計画では、計画を下支えする実施計画あるいはそれに類する機能については、第2次計画のように多くの行政事業を位置付けるのではなく、各代表的な指標に紐づくような代表的な事業を取り上げて進捗管理していきたいと考えている。しかしながら、最終的には、本市の環境変化を測っていくのは第3次計画に位置付けた指標で見ていく、こういうような進捗管理としていきたい。
平田委員	豊かな環境創造基金は昨年度4団体の申請だったが、環境月間に事業を実施しようすると申請に間に合わない。事業内容を見ていたら、植栽、植物を植える事業が多くみられるが、例えば4月に植えたいとなると行政の縛りで年度内という縛りがあり、申請しにくいので、その解消はできないか。年度内ということになると9か月ぐらいの間のことになってしまう。

事務局 (野山)	基金については市の会計上の制限で年度内での事業の縛りがある、そのため市民・団体にとって使いにくい部分がある。今の基金の申請制度だが、例えば、植物を植える場合、4月の年度当初からあらかじめ準備を進めておいて事業を実施されると思うが、申請について現状では4月1日に遡ることが可能となっており、そういったことも踏まえてご活用いただければと思う。ただ、今後も制度は見直しや使い方の工夫は検討していかなければならないと考えている。
平田委員	市民環境フェスティバルは1月には実行委員会を立ち上げ、募集をかけて5月に実施という形で進めているが、どうしてもプレゼンテーション等に間に合わない、決定するのが実施の日に間に合わないというのがあり、こちらが実施日を変更すればよいのかもしれないが、だんだんと定着してきているので、また工夫があるものかどうかを教えてほしい。
事務局 (野山)	またご相談いただければと思う。
益田委員	今のことに関して、とても大事なことをおっしゃっていたと思うのが、私は今年度基金審査部会の審査員を務める予定であったが、申請がなかった。何度か申請時期を変更してはどうかという話もしていたが、申請がない状態で終わった。今年は特別な事情があるので、言っても仕方がない部分があるかもしれないが、植物を植える時期というのは必ずしも単年度に関わらなくてもよいと思う。例えば、申請に間に合ったとしても、春咲く植物であれば秋の遅い時期に植えなければならないので、成果はその年度内には見えないということがある。春植えるものであれば、平田委員がおっしゃったようなことがあると思うので、例えば、1年に二度公募する、結果を単年度で見るのではなく、次年度まで持ち越してその代わりに必ずその時点での結果を見るといった形で制度設計の見直しを行った方がよいのではないかと私も思う。実際にこんなに素敵なことをやっていた、ということを経験して感じた。こういう活動は緑化に対する意識や自分たちの身の回りの自然環境に関する意識を醸成するととても大事な役割があると思うので、せっかくある予算を大切にに使っていただきたいと思った。
事務局 (野山)	現在の制度内容的に4~5月に申請いただいて、6月にプレゼンテーションを経て交付決定という流れで事業を実施し、翌年の4月に事業の成果を発表するという形になっている。ご意見を踏まえ、成果発表会の時期をもう少し先まで見据えて設定するなど、今後制度を検討したい。
黒田会長	今のご意見は本当に大事だと思う。基金自体は今後もずっと続くのか。
事務局 (野山)	寄附等がある限りは続けていく。
黒田会長	今回報告があったぐらいの規模で続けるのか、もっと増やすのか。
事務局 (野山)	財源確保の問題もあるが、毎年ふるさと納税等で約250万円ずつを積み立てており、そこから事業を検討していく。
黒田会長	ぜひ皆さんが公募しやすいような形で制度設計を見直しいただければと思う。

久委員	<p>私は他市でも市民団体の助成をお手伝いしているが、同様の意見をいただいております。早いところでは2月ぐらいに募集、決定をしている市もある。他市の事例も調べていただき、できるだけ前の年度に募集をして、4月1日からスタートできるように私からもお願いしたい。この議論の中で引っかかってくるのが、議会の予算承認が3月議会ということになるので、予算が決定されていない時に補助金をつけてどうするのかということがあったが、そのあたりは理由や市民からの要望も出ているといった事情を議会に説明して、調整しているパターンがほとんどなので、参考としていただければと思う。</p>
事務局 (野山)	<p>ご意見を踏まえて、検討させていただく。</p>
黒田会長	<p>最後に案件(3)「その他」として、事務局より報告事項があるとのことなので、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 (野山)	<p>資料3とカラー刷りの東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版パンフレットをご覧ください。</p> <p>昨年度の本審議会において、委員皆さまのご意見もいただき、本市域の地球温暖化対策を進める第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。</p> <p>成果物として、計画本体のほかにはただいまお配りしている、概要版のパンフレットを作成したが、先月おこなわれた本市議会の令和元年度決算審査特別委員会において、ある議員より2点ほど内容に関する指摘があった。</p> <p>1点目だが、パンフレットの裏面をご覧ください。こちらの下側エコチェックシートのエアコンの項目について、1行目に「冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に設定する」という項目があるが、近年の猛暑を鑑み 28℃では熱中症になる危険性があり、このように記載するのはいかがなものかという指摘であった。我々としては、こちらに記載されている通り、あくまで目安の温度であり、説明等を行う時も体調を最優先にするように、ということをご説明させていただいているところだが、数字をそのまま受け取る市民がおられるという趣旨であった。</p> <p>2点目だが、パンフレットを2回開き、左側をご覧ください。「家庭でできる温暖化対策」として取り組み例を記載しており、それぞれの項目につき、取り組みの成果が見えやすいように削減金額及びCO₂削減量を記載しているが、これではわかりにくく、取り組みが杉の木換算で何本分に相当するかを記載すべきという指摘であった。我々としては、記載できるスペースが限られており、削減金額を記載することが、省エネ行動を促す大きな要因になるのではないかと考えたところでこの記載内容とさせていただいた。</p> <p>以上2点の議員からの指摘への対応として、資料3の補足資料をこのパンフレットにさしはさむこととした。この資料3の内容については、先日地球温暖化を専門とした外部委員会である地球温暖化対策実行計画協議会にて、ご意見いただき、エアコンに関する取り組みについては無理のない範囲での温度設定について記載し、杉の木換算による二酸化炭素吸収量について記載した。</p> <p>以上で、案件(3)のご報告を終了する。</p>
黒田会長	<p>では、これをもって、本日の案件は終了する。</p>
	以上